

佐世保工業高等専門学校学生会選挙細則

第1章 総則

第1条 佐世保工業高等専門学校学生会会則（以下「会則」という。）第50条の規定により、学生会会長（以下「会長」という。）及び学生会副会長（以下「副会長」という。）の選挙に関し、この細則を定める。

第2条 学生会会員は、すべて選挙権を有する。

第3条 選挙は、毎年10月に行うことを原則とする。ただし、会長または副会長が欠けたときは、そのつど行うものとする。

第2章 立候補

第4条 立候補しようとする者は、選挙管理委員会（以下「選管」という。）の定める選挙告示の日から5日以内に選管に届出を行うものとする。

第5条 前条の届出に際しては、推薦者20名以上（推薦責任者1名を含む。）の連署を必要とする。

第6条 立候補者が1名の場合は、信任投票を行う。ただし、立候補者がいないときは、評議会の指名する候補者について信任投票を行う。

第7条 立候補受付終了後、選管は立候補者の氏名を公表し、立会演説会を開催するものとする。

第8条 有権者は、届出済み候補者について、選挙運動を行うことができる。

第9条 選管は、選挙運動に関し、次の事項について制限を設けることができる。

- (1) ポスター、文書等の大きさ、枚数、掲示場所
- (2) 演説会の場所
- (3) その他、公正なる選挙実施のため必要な事項

第3章 投票及び開票

第10条 選挙は、少なくとも投票日の10日前までに、その日時を告示するものとする。

第6条による信任投票を行う場合は、すでに告示した投票日時を変更することができる。

第11条 投票は無記名投票とし、代理投票は認められない。

第12条 投票日に不在の者は、選管の定める手続きにより、前日までに、不在投票を行うことができる。

第13条 投票用紙の形式は、選管が定める。

第14条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの。
- (2) 記載内容の判別し難いもの。
- (3) 1の区分に2以上の氏名を記載したもの。
- (4) 自筆によらないもの。
- (5) 氏名（愛称の類は含まない。）以外の事項を記載したもの。

第15条 選管は、投票所の管理を行い、投票日の翌日までに開票業務を終了するものとする。

第16条 開票に際しては、各候補者若しくはその代理人の立会いを受けるものとする。

第17条 選管は、開票結果を公表するとともに、学生主事を経て校長に報告するものとする。

第4章 当選及び再選挙等

第18条 それぞれ投票数1位の者をもって会長、副会長とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、上位の2名の者について再選挙を行う。

- (1) 1位の者の得票数が、有権者総数の3分の1に満たないとき
- (2) 有効投票が、有権者総数の3分の2に満たないとき

第19条 再選挙の結果、有権者総数の過半数の得票を得た者をもって会長、副会長とする。

第20条 再選挙の際は、立会演説会を省略することができる。

第21条 信任投票は、有権者総数の過半数をもって当選とする。信任不成立のときは、第6条の規定による。

第5章 解職投票

第22条 会長または副会長の解職を求める者は、その理由を明記した解職要求書を選管に提出しなければならない。

第23条 前条の解職要求には有権者総数の3分の1以上の連署を必要とする。

第24条 解職要求書が提出されたときは、選管は7日以内に、署名について審査し、判定を行うものとする。その際必要と認めるときは、代表者に説明を求めることができる。

第25条 判定の結果、解職要求書の有効性が確認されたときは、解職投票を行うものとする。投票及び開票には、この細則第3章の規定を準用する。

第26条 前条による投票の結果、有権者総数の過半数が解職に同意するときは、会長または副会長は解任される。

第27条 解任される者の任期は、後任者決定の日までとする。

第6章 任命書

第28条 この細則により、会長、副会長が確定したときは、選管は校長の承諾を経て速やかに任命書を交付するものとする。

第29条 解任が確定したときも同様にして、解任通知書を交付するものとする。

第7章 補則

第30条 会長、副会長選挙に関して、会則及びこの細則に規定がない事項については、選管の協議による。

第31条 選管が必要とする経費は、学生会総務費より支弁する。

第32条 この細則の改正には、評議員総数の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

この細則は、昭和50年11月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年5月21日から施行する。

附 則（令和7年3月4日一部改正）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。